

広報 あいかわ

公約の実施と町行

財政の効率的運用

町長の四十六年度施政方針説明

去る三月十一日招集された三月定例会において、町長は新年度予算を提出するにあたり、つきのように町政の執行方針と予算の大綱についての施政方針を述べるとともに、町議会ならびに町民の皆さんに深いご理解とご協力を切望しました。

道路等の環境整備を重点に

昭和四十六年度一般会計予算を骨子とする関係各議案を提出するにあたり、当職としては改選にあたって町民に公約した町民生活を近い将来、農林商工に適正に配分し、且つ、広域行政圏内の隣接町村への通勤等、旧来の町民の家庭生活の根幹を踏まえながら、あたらしい時代に即応した生活圏としての町勢を再編するために、とくに産業の振興、町民生活の環境整備に意を

用いながら、町勢の方向を意義づけようとし、その所懐の一端を申し述べたいと思います。

第一に、敗戦によって日本の青年がそれぞれの郷里に帰還した当時、故郷の山河と田園は荒廢の極に達していたのであります。その大部分は戦災の復興と日本再建のために再び都会にそのエネルギーの場を求め故郷にとどまらな者は、父祖が耐え忍んで生活した文化の伝承と、産業の復興に従事したのであります。経て主産糧の過剰を軸とし、また産業面においては日本

再建の主戦力となった工業が異常なまでに発展したことと、流通機構が異質な力を発揮したこと等により、地方の文化産業は急速に変わらされておりました。この時局の町行政理事者の責任の重さを痛感させられるものであります。

また、当時の基本となっていた農業問題について、県営圃場整備事業は、細部についての苦情も相当あるものであります。大筋は順調に進められておりました。昭和四十五年度二百三十ヘクタール(三億円)に引き続き、昭和四十六年度は約四百三十ヘクタール(約四億五千万円)が着工となります。

通年施工休耕補償一律四万円

現在も、県営圃場整備の区域外の水田を区域編入する運動を受業者の希望地区について進められております。政府では県営圃場整備の区域を拡大することは、将来において米の増産に連なるものとして容易に許可せざるを得ないものとされておりました。昭和四十七年度から事業実施となる山村振興事業計画を策定した責任者として、とくに農協と農家の利害調整を図りながら新旧農業生産体制についての転換を順当に推進する所存であります。

また、第二次農業構造改善事業の第二期に計画された善事業の後期に計画された養蚕振興は、東、南地区三十ヘクタール、西、北地区七十ヘクタールのほか、陸稲の転換や山間部稲作低産地転換等でも奨励されること、畑地の交換分合への意欲を高めること等でありまして、私としては大きな期待を寄せているものであります。なお、加工用トマトの栽培につきましては従前どおりこれを奨励す

る所存であります。

陸工業団地に製糸工場の誘致も期待できる性質のものでありまして、

よって昭和四十六年度は養蚕振興のために、町養蚕振興組合の設立、内地派遣による技術員養成、講習会等の開催、実際に養蚕を希望する人々による先進地視察の一連の準備のほかに、葉タバコ等の競争を避けるために年度途中で、町条例で作付調整委員会を設置することや、農地の交換分合等を積極的に促進する所存であります。

私が、昭和四十四年、四十五年度を通じて痛感したのは、町内に二つの農協があつて、農業施策の協議は農協の意見調整に殆んど九十%の時間が費され、そのため組合員農家の話し合いが遅れ、それだけでなく目まぐるしい現下農業事情にあつて、指導体制上、由々しき問題となつておることであります。

農協合併につきましては、県はもちろんです、町としても町議会、町農業委員会がさきに一致してその促進を積極的に取り組んでいられるべきであります。町議会、町農業委員会の積極的な推進を図る所存であります。とくに農協の理事を兼ねておられま

1. 歳入内訳

区分	昭和46年度		昭和45年度	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
1. 地方税	50,588	7.5	40,979	9.5
2. 地方譲与税等				
3. 娯楽施設税金				
4. 自動車取得税金	9,018	1.3	5,158	1.2
5. 地方交付税	222,510	33.2	182,945	42.5
6. 交通安全対策金	0		72	0
小計	282,116	42.0	229,154	53.2
7. 分担金、負担金	5,815	0.9	4,549	1.0
8. 使用料	1,372	0.2	1,343	0.3
9. 手数料	767	0.1	705	0.2
10. 国庫支出金	41,362	6.2	44,795	10.4
11. 県支山金	164,173	24.5	29,725	6.9
12. 財産収入	24,019	3.6	1,949	0.5
13. 寄付金	9,468	1.4	10,796	2.5
14. 繰入金	3,000	0.4	4,500	1.0
15. 繰越金	10		10	
16. 諸収入	12,308	1.8	12,847	3.0
17. 地方債	126,800	18.9	90,500	21.0
歳入合計	671,210	100.0	430,873	100.0

2. 目的別歳出内訳

区分	昭和46年度		昭和45年度	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比
1. 議会費	11,874	1.8	10,297	2.4
2. 総務費	98,238	14.6	96,546	22.4
3. 民生費	43,276	6.4	69,530	16.1
4. 衛生費	51,112	7.6	15,064	3.5
5. 労働費	975	0.1	1,098	0.3
6. 農林水産業費	207,393	31.0	62,194	14.4
うち農業費	186,346	27.7	40,440	9.4
7. 商工費	580		400	
8. 土木費	32,219	4.8	13,967	3.2
うち道路橋梁費	28,632	4.3	10,291	2.4
9. 消防費	26,054	3.9	8,240	1.9
10. 教育費	146,980	21.9	101,127	23.5
うち小中学校費	119,535	17.8	75,097	17.4
11. 災害復旧費	5,776	0.9	19,638	4.6
12. 公債費	46,036	6.9	30,472	7.1
13. 諸支出金	6		1,600	0.4
14. 前年度繰上金				
15. 予備費	700	0.1	700	0.2
歳出合計	671,210	100.0	430,873	100.0

農協合併の推進

私、昭和四十四年、四十五年度を通じて痛感したのは、町内に二つの農協があつて、農業施策の協議は農協の意見調整に殆んど九十%の時間が費され、そのため組合員農家の話し合いが遅れ、それだけでなく目まぐるしい現下農業事情にあつて、指導体制上、由々しき問題となつておることであります。

わたくしたちの町

人口 男 4,886人
女 5,325人
計 10,191人
2月中の転入 24人
転出 72人
世帯数 2,207世帯
(住民登録人口による)



昭和46年度町長の施政方針説明



45年度通年施工の工事現場 (道城地内)

また、当時の基本となっていた農業問題について、県営圃場整備事業は、細部についての苦情も相当あるものであります。大筋は順調に進められておりました。昭和四十五年度二百三十ヘクタール(三億円)に引き続き、昭和四十六年度は約四百三十ヘクタール(約四億五千万円)が着工となります。

農業生産体制の確立と養蚕振興

また、第二次農業構造改善事業の後期に計画された善事業の後期に計画された養蚕振興は、東、南地区三十ヘクタール、西、北地区七十ヘクタールのほか、陸稲の転換や山間部稲作低産地転換等でも奨励されること、畑地の交換分合への意欲を高めること等でありまして、私としては大きな期待を寄せているものであります。なお、加工用トマトの栽培につきましては従前どおりこれを奨励す

る所存であります。

陸工業団地に製糸工場の誘致も期待できる性質のものでありまして、

よって昭和四十六年度は養蚕振興のために、町養蚕振興組合の設立、内地派遣による技術員養成、講習会等の開催、実際に養蚕を希望する人々による先進地視察の一連の準備のほかに、葉タバコ等の競争を避けるために年度途中で、町条例で作付調整委員会を設置することや、農地の交換分合等を積極的に促進する所存であります。

私が、昭和四十四年、四十五年度を通じて痛感したのは、町内に二つの農協があつて、農業施策の協議は農協の意見調整に殆んど九十%の時間が費され、そのため組合員農家の話し合いが遅れ、それだけでなく目まぐるしい現下農業事情にあつて、指導体制上、由々しき問題となつておることであります。

林業就労者の雇用安定

林業の雇用安定については、本年一月北秋田郡町村...

企業誘致と出稼ぎ防止

鷹巣、森吉、合川の三町と背後に阿仁、上小阿仁の二町村合計五カ町村を対象とする...

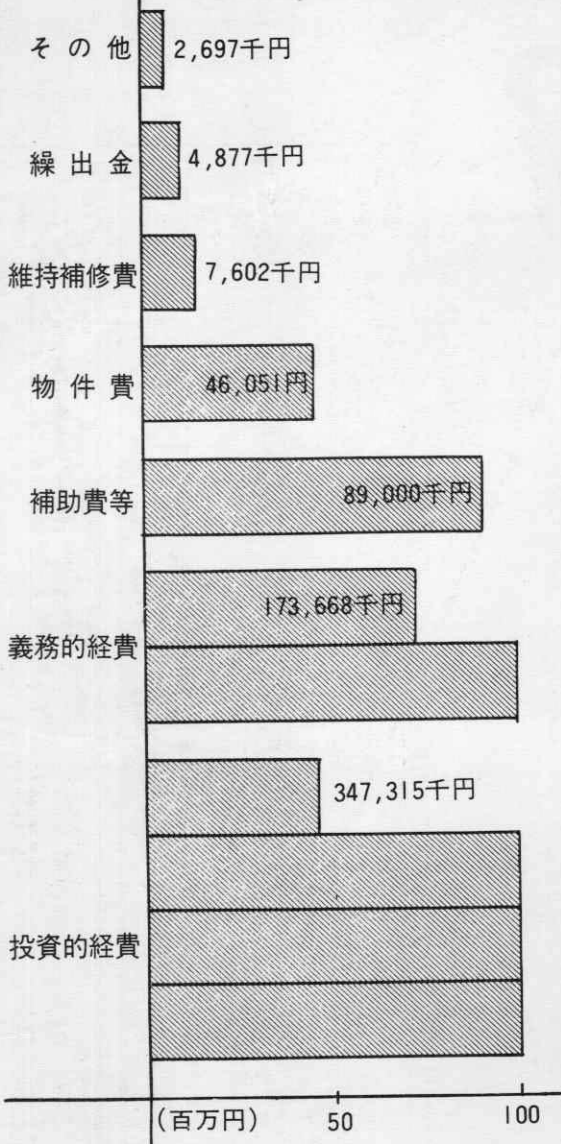
ゴミ処理施設の建設

懸案のゴミ処理施設については、鷹巣、阿仁部五カ町村で組合をつくることに...

昭和46年度予算と重要施策

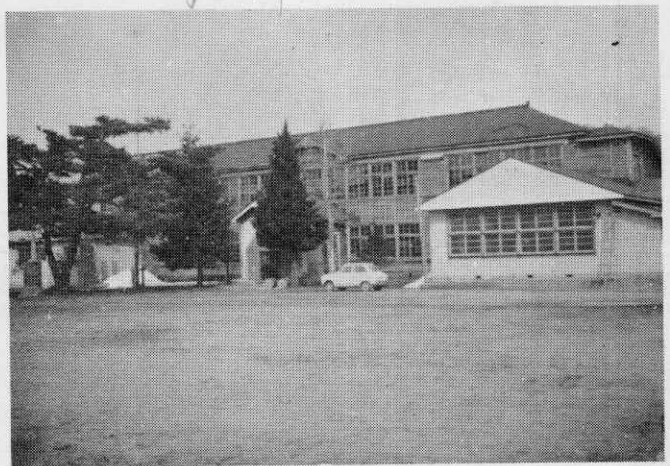
昭和四十六年度一般会計の予算の総額は、六億七千七百二十一万円となり...

歳別別性質



町内消費拡大運動の展開

町民生活の大きな一面を左右する消費流通対策は、第一に町民の消費者教育の推進...



改築される北小学校舎

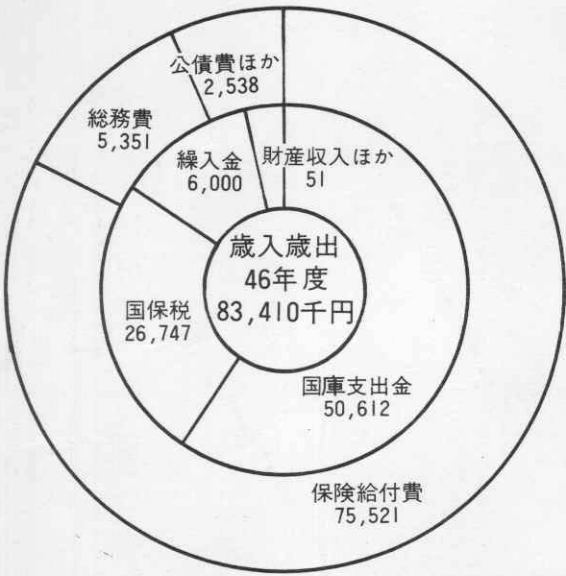
男女合わせて七十人とし、昭和四十五年度から長期的な雇用の安定と継続的な事業の体系を進めて...

業から余剰労働力の対策として、養蚕の積極的振興を図るための専任職員を委嘱...

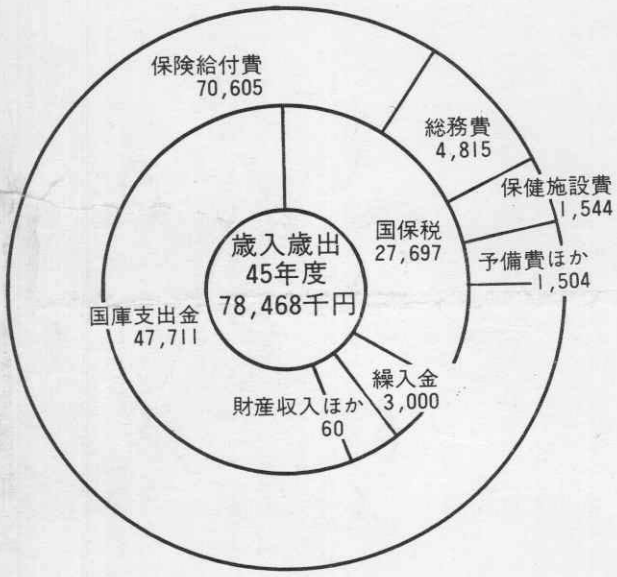
することとなり、その活動に大きな関心を寄せておられる次第であります...

合川北小学校改築事業については、町費の持ち出しが最大の負担となるものであります...

昭和46年度合川町国保会計予算



昭和45年度合川町国保会計予算



森吉町ほか三カ町村病院組合の組合町村として当町は他町村と協議のうえ、再三にわたり規約の変更による運営の民主化を提言してきてきたが、今後広域医療体制を確立する上からその論点を明確にするためその在り方について再検討しなければならぬと存じております。

以上、昭和四十六年度各会計予算及び昭和四十五年度各会計予算修正予算の大綱についてご説明申し上げますが、地方自治法施行以来二十四年の歳月を経た今日、地方自治体の行政水準も年々向上し、これに伴って地域住民の要望もまた多岐多様となり、し

行政水準の向上と綱紀の確立

以上、昭和四十六年度各会計予算及び昭和四十五年度各会計予算修正予算の大綱についてご説明申し上げますが、地方自治法施行以来二十四年の歳月を経た今日、地方自治体の行政水準も年々向上し、これに伴って地域住民の要望もまた多岐多様となり、しかも高度化してまいりました。この分野は極めて自主性に乏しく、わが合川町の場合には財政力の指数も県内では下位に位置する実情から予算の設定にあたっては最大の創意と工夫をこらし、形式に埋没することなく、行政効率を高め且つ、均衡と健全性を前提として編成に努力したつもりであります。最後に、綱紀の確立と人件費の節減についてであります。合川病院の診療所への切替えによる過員五人については、町の職場全体に吸収し、あらたに計画されている中学校の学校給食に二人が現在員の中から配置する予定であります。

非常勤消防では、全団員の被服更新に八十三万七千円、団員補償組合および互助会負担金百七十五万五千円を計上したほか、消化ホース十五本、標識等に三十四万五千円を措置いたしました。労働費については、年々増加する出かせぎ者対策として町が独自で実施してきた出かせぎ者互助会制度が全県統一で施行されることとなりまして、これに加入を切り換え、町の互助会と協議のうえ、あらたに退職慰労金制度をつくり、併せて会員相互の新陸

職場の改善、健康診断の実施等に三十二万円を措置したほか出かせぎ者通信連絡費助成、就労条件改善のための技術訓練費等に五十五万円、また中学校卒業生就職奨励費として五万円を計上いたしました。次に教育費関係について申し上げますが、教育研究費一百万円、合川東小、合川南小学校水源地給水工事費四十五万八千円を計上し、併せて百二十万八千円を計上いたしました。合川西小学校の通学道路につきましても、今後細部について検討し、今後の機会に予算補正の措置を予定しております。

昭和四十五年度においてわが合川町は、過疎地域の指定を受けた中で集落再編が行なわれましたが、新年度には鷹巣、阿仁部広域市町村圏の指定を受けるよう運動を展開中で、ぜひともこれを実現させ、道路交通、教育、福祉施設等広域的な計画のもとに国、県の資金導入を図ってゆく方針であります。

山村振興の調査指定
山村振興事業については、次いで山村振興事業について申し上げますが、当町の場合は野率の関係から南地区が新年度に調査指定を受ける見込みで、明四十七年度から三カ年間に約五千万円を事業費で町道、林道等の整備をはじめ、山村生活環境の整備事業が行なわれる予定となっております。

合川病院を診療所に切換え
町立合川病院の経営につきましては、四十五年度から固定した経営のあり方を加えてまいりましたが、町民の健康センターとしての機能の活用規模を医師一人、職員十四人とし、実質的目標を入院平均患者十五人、外来平均患者一日当り七十人と想定し、年間三百万円の計画赤字を予定しております。

90万円が見込まれます。一般会計補正予算で五百万円の繰出しを行ない、残る分については確定次第一般会計から逐次措置することとし、昭和四十六年度町立合川診療所特別会計に継承する所存であります。

45年度予算の最終補正
次に、四十五年度補正予算について申し上げます。財政基盤の浅い当町の財政運用は、必然的に依存財源の確保を求め、よって投資事業の効率を高めることとしてまいりました。

また、宅地造成事業特別会計は宅地譲渡処分及び元利償還分を、企業誘致特別会計については企業側から償還される分をもって元利償還金をそれぞれ予算措置したものであります。



今年も200町歩余りの町行造林が契約される

新予算など28件を可決

三月定例議会おわる

三月定例会に提出された議案は、昭和四十六年度一般会計予算のほか二十八の議案が審議されましたが、いずれも満場一致で可決されました。陳情請願五件については一部採択、一部継続審議することになりました。

△議案第一号
特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

△議案第二号
合川町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

△議案第三号
合川町交通安全対策委員会条例の制定について

△議案第四号
合川町特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

△議案第五号
合川町立合川診療所設置条例の制定について

△議案第六号
合川町立合川診療所使用料等徴収条例の制定について

△議案第七号
合川町下水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

△議案第八号
合川町国民健康センター運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

△議案第九号
合川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

△議案第十号
合川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

△議案第十一号
合川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

△議案第十二号
合川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

積は次のとおりです。

- 一、増沢部落
- 二、雪田部落
- 三、李岱部落
- 四、三木田部落
- 五、鎌沢部落
- 六、八幡谷部落
- 七、造林面積三七・三六ha
- 八、造林面積三三・三九ha
- 九、八幡谷部落
- 十、三木田部落
- 十一、鎌沢部落
- 十二、八幡谷部落
- 十三、三木田部落
- 十四、鎌沢部落
- 十五、八幡谷部落
- 十六、三木田部落
- 十七、鎌沢部落
- 十八、八幡谷部落
- 十九、三木田部落
- 二十、鎌沢部落
- 二十一、八幡谷部落
- 二十二、三木田部落
- 二十三、鎌沢部落
- 二十四、八幡谷部落
- 二十五、三木田部落
- 二十六、鎌沢部落
- 二十七、八幡谷部落
- 二十八、三木田部落

△議案第一八号
昭和四十五年度合川町企業誘致特別会計補正予算(第一号)

△議案第一九号
昭和四十五年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第二〇号
昭和四十五年度合川町宅地造成事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第二一号
昭和四十六年度合川町一般会計予算

△議案第二二号
昭和四十六年度合川町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)

△議案第二三号
昭和四十六年度合川町立合川診療所特別会計補正予算(第一号)

△議案第二四号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第二五号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第二六号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第二七号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第二八号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第二九号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

印鑑(実印)の登録等について

あなたの財産を守るために戸籍をのりし、火の元に注意したり、いろいろの心掛けているでしょう。ところが、印鑑の管理が疎かになり、印鑑が他人の手に渡ると、本人に不利な事柄が起るおそれがあります。印鑑の管理には、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。印鑑の登録は、本人の意思で、印鑑の登録・捺印をすることが必要です。

△議案第三〇号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三一号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三二号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三三号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三四号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三五号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三六号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三七号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三八号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第三九号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四〇号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四一号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四二号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四三号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四四号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四五号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四六号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四七号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

△議案第四八号
昭和四十六年度合川町簡易水道施設事業特別会計補正予算(第一号)

今日から一年生 元気に登校しよう

小学校から大学まで、入学といふのはこの四月です。親も子も胸をふくらませてこのときをよむと、感激のあまり、涙がこぼれだすかもしれません。

入学式を終り、みな元気に登校してください。

合川東小学校
《道城》津幡真規子・松橋美子・松橋美子・津幡治久
《上杉》工藤達也・工藤可奈子・田中義則・関美貴子
《道城》津幡真規子・松橋美子・松橋美子・津幡治久
《上杉》工藤達也・工藤可奈子・田中義則・関美貴子
《道城》津幡真規子・松橋美子・松橋美子・津幡治久
《上杉》工藤達也・工藤可奈子・田中義則・関美貴子

合川南小学校
《杉山》伊藤真由美・伊藤真由美・伊藤真由美
《道城》津幡真規子・松橋美子・松橋美子・津幡治久
《上杉》工藤達也・工藤可奈子・田中義則・関美貴子
《道城》津幡真規子・松橋美子・松橋美子・津幡治久
《上杉》工藤達也・工藤可奈子・田中義則・関美貴子
《道城》津幡真規子・松橋美子・松橋美子・津幡治久

合川北小学校
《八幡袋》相馬克弥・高橋美喜子・相馬明美・柴田成人・高橋智子・高橋晃・柴田ひろ子
《木戸石》佐藤三香子・沢藤実・山田健・山田伸久・杉浦牧子・山田智・藤島ひとみ・高橋敏和
《増沢》杉浦幸美・小笠原巧・奈良ひとみ・吉岡益美・小笠原園枝・杉浦晴美・幸美

合川西小学校
《李岱》藤岡珠子・木村寛二・成田美香子・木村明・木村美香子・木村政信・木村忠信・田中美香子・長崎美和子・小林光宏・成田千加子・成田倫
《羽根山》藤岡信子・藤岡直智子・金田耕治
《羽立》藤岡信子・藤岡直智子・金田耕治
《福田》鈴木哲明・新田あさみ・松井千秋
《新田》藤岡優子・藤岡優子・藤岡優子・藤岡優子
《東根田》佐藤久雄・佐藤隆満・金田美香子
《西根田》佐藤久雄・佐藤隆満・金田美香子
《西根田》佐藤久雄・佐藤隆満・金田美香子
《西根田》佐藤久雄・佐藤隆満・金田美香子



お母さんと一諸に登校する児童

秋田県芸術文化協会
会長 人見 誠治
副会長 佐藤真紀子
理事 金沢 山田英司・中島善人・佐藤裕作・金咲子・弥栄 松岡幸嗣
（五十八人）

銃や火薬類の保管を厳重に
狩猟シーズンは二月十五日に終了しましたが、シーズンが過ぎると銃や火薬の処置がおろそかになり、人身事故を起したり、盗難にあってたりしやすいものです。ハンターの方はこれらの保管に充分注意し、次のことを守りましょう。

一、銃の点検は安全な場所で行ない、そのさび銃口は決して人のいる方向に向けない。
二、銃と火薬は別々に保管する。また、銃はなるべく分解しておく。火薬類は発火しやすい物や燃えやすい物の近くに置かないようにする。
三、保管場所は、簡単に出入れができなく、人目につきにくい所を選び、必ず施錠装置をしておく。また、保管後も時々点検し、異状がないかどうか確認する。
四、家族、とくに子供に対しては銃や火薬類がいかに危険かふだんからよくいさかせるべきで、手のふれることのないよう、十分に徹底しておく。





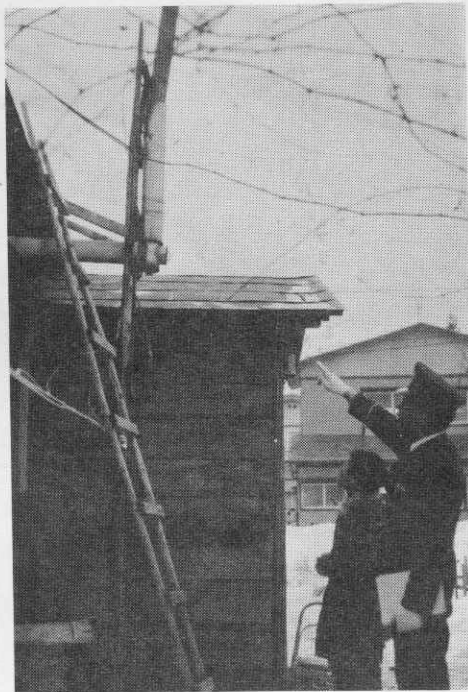
3月7日は消防記念日

三月七日は、消防組織法が施行されてから満二十三年になります。

今日、産業経済の発展、科学技術の進歩、社会文化の向上により、災害を発生する新しい危険性は、いよいよ増してきており、これに伴って消防の使命はさらに重さを加えつつあります。消防の使命は、いままでもなく火災や災害から住民の生命、財産を守る初動体制が大切といわれております。

火災の絶滅を計るには、消防機関がいかに努力しても達成がむずかしく、住民の協力が最も肝要であり、町内二、三〇〇戸が防火運動に熱意を見せるといふ協調精神が貴重です。

『消防記念日』を機会に町の消防署の一日を写真で特集してみました。



△家庭を訪問して危険箇所を指摘し指導する



警サイレン 毎日午前7時～午後9時に鳴らします

春季無火災県民運動

強調週間

4月6日～12日まで

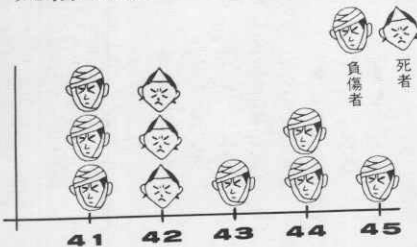
火の始末人に頼むな 任せな

合川町消防団

過去5年間の火災発生件数と焼失面積・損害額

年度	件数	焼失面積	損害額
41年度	4件	359.80㎡	11,671千円
42 "	7	660.15	34,580
43 "	3	407.00	17,400
44 "	4	560.50	6,670
45 "	6	647.50	6,664

過去5年間の火災における死傷者数

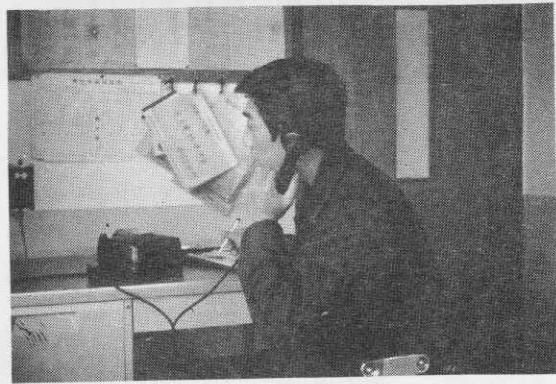
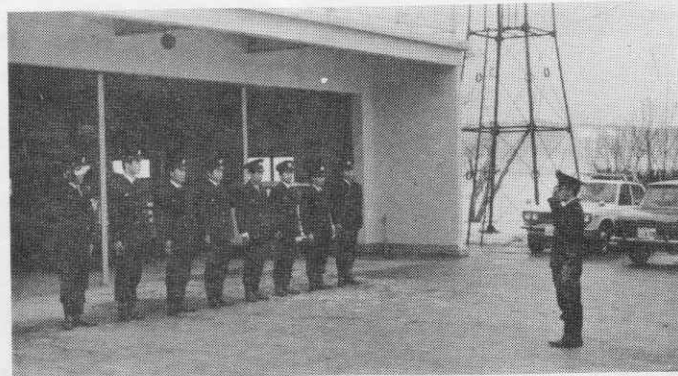


午前8時30分交代されると明朝まで緊張の勤務が始まる

もしもの時にそなえて 消防訓練が行なわれる



もしも火災が発生したら 場所、目標物をはっきりと 火災は91番



あとつぎ会研修報告

出稼ぎ訪問と 合川米P・R

去る二月十四日、合川町 一班(政府軍)の出稼ぎ 農業あとつぎ会の一行八名 先訪問会社は、昭和ゴムK (公民館職員一名、出稼ぎ K、尾々工場、啓徳社、杉 互助会一名を含む)は、出 本金属戸塚工場、新田工業 稼ぎ者の慰問と合川米のP 常神建設、東洋化学の七社 ・Rの実践活動研修のため 喜んでむかえてくれました。 上京し、八日間の日程を無 事終え、二月二十一日全員 元気に帰町しました。その 報告反省会が三月十日に開 かれ、各関係団体に次の通 り報告されました。

この度の研修は、出稼ぎ 会員をはじめ、町内出身者 の出稼ぎ先を訪問し、郷土 の近況を伝え、激励しなが ら出稼ぎの実態を知り、消 費地の米小売業者、問屋、 消費者等の米に対する声や じかに聞き、現在のきびし い情勢の中における今後の 米づくりの姿勢を実感とし てとらえる事をねらいとし ました。

現地では、出稼ぎ会員を 交え、一班(政府軍)は主 に出稼ぎ先を中心に回り、 二班(ケリラ部隊)は米を めぐるの聞きこみ活動を 展開してきました。

去る二月十四日、合川町 一班(政府軍)の出稼ぎ 農業あとつぎ会の一行八名 先訪問会社は、昭和ゴムK (公民館職員一名、出稼ぎ K、尾々工場、啓徳社、杉 互助会一名を含む)は、出 本金属戸塚工場、新田工業 稼ぎ者の慰問と合川米のP 常神建設、東洋化学の七社 ・Rの実践活動研修のため 喜んでむかえてくれました。 上京し、八日間の日程を無 事終え、二月二十一日全員 元気に帰町しました。その 報告反省会が三月十日に開 かれ、各関係団体に次の通 り報告されました。

この度の研修は、出稼ぎ 会員をはじめ、町内出身者 の出稼ぎ先を訪問し、郷土 の近況を伝え、激励しなが ら出稼ぎの実態を知り、消 費地の米小売業者、問屋、 消費者等の米に対する声や じかに聞き、現在のきびし い情勢の中における今後の 米づくりの姿勢を実感とし てとらえる事をねらいとし ました。

現地では、出稼ぎ会員を 交え、一班(政府軍)は主 に出稼ぎ先を中心に回り、 二班(ケリラ部隊)は米を めぐるの聞きこみ活動を 展開してきました。

保健婦だより

サクラも咲いて、よう やく春らしくなってきた と思うと、急にまた「寒 のもどり」といわれる寒 い日が訪れることがあります。これは日本海方面 を低気圧が通りすぎると き、南寄りの風が吹いて 気温が高くなりますが、 この低気圧の東進につれ て、寒冷前線が通過して、 気温が急に下がるためにおこる現象です。こんな 時に各地に雨や、ときな らぬ雪が降ったりするこ とがあるわけです。

また陽気がよくなると、 からだにだるさを感じま す。新学期が始まって新 しい環境に入った子ども さんたちは、緊張のせい か家に帰ってくると、出 かけるときの元気さはと くに、ぼんやりとあ ることが多くなります。 からだを動か させ、お勉強の多い春は、お かせがたもつかれて いるせい、学校から帰 ったばかりの子どもさん に、すぐ用事をいっつけ たり、お勉強のことなど いいたずら、まず、緊張 をほぐしてやるような雑 談か、一時間ばかり、ち ゃんとおしゃべりしてお しゃべりしてあげてみては いかがでしょうか。

春の交通安全運動

4月1日～10日
4月26日～5月1日

白く長い季節もようやく すぎ、行楽シーズンになり ました。毎年交通事故が増 え、一年に何十万という人 がケガをしているのが現状 で、まさに交通安全争奪の ものです。

行楽シーズンになると、 酒の運転による事故が多 くなる傾向があります。事 故を起こせば、自分の生命 を縮め、あるいは、関係者 を不幸のどんぞりにおとし 入れるという重大な責任の あることを忘れてはいけま せん。交通安全をわきま して、酒のみ運転は絶対やめま しょう。

- ① 新入学児童、園児の保護
 - ② 歩行中の子どもと老人の被害防止
 - ③ 老人の自転車事故防止
- 今年度の春の交通安全スローガンは次のとおりです。

